

令和8年度第1回 愛西市子ども子育て会議 会議録(概要)

会議名	令和8年度第1回 愛西市子ども子育て会議
開催日時	令和8年7月 27 日(月)午後2時 30 分から午後3時 30 分まで
開催場所	愛西市文化会館3階 大研修室
出席者	下記のとおり
欠席者	難波知里委員、森智恵美委員、宅見直巳委員、佐藤千佳委員、 加藤晶子委員
議事等	(1)愛西市こども計画について(資料1ー1、1ー2) (2)その他(資料2ー1、2ー2、別紙) ① こども計画評価シート ② 乳児等通園支援制度 ③ こども性暴力防止法
公開／非公開 の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
会議資料	次第 愛西市子ども子育て会議委員名簿 資料1ー1 現在の愛西市こども計画 抜粋 資料1ー2 修正案の愛西市こども計画 抜粋 資料2ー1 子育て支援施策の展開(評価シート) 資料2ー2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 別紙 こども性暴力防止法の施行までに必要な対応
審議経過	下記のとおり

愛西市子ども子育て会議委員

役 職	氏 名	備 考
委員	吉村 譲	
//	佐藤 言葉	
//	難波 知里	欠席
//	森 智恵美	欠席
//	臼井 梢	
//	宅見 直巳	欠席
//	青木 夕紀子	
//	竹田 友美	
//	鈴木 幸子	
//	寺本 英予	
//	佐藤 千佳	欠席
//	加藤 晶子	欠席

事務局

役 職	氏 名	備 考
健康子ども部 部長兼 こども家庭センター長	猪飼 政和	
健康子ども部 参事	青井 優	
子育て支援課 課長	桑原 有嘉子	
子育て支援課 課長補佐	野田 光昭	
子育て支援課 主査	神田 真愛	
子育て支援課 主任	服部 瞭	

審 議 経 過

発言者	内容(概要)
事務局	「愛西市審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、本日の会議につきましては、公開としています。ホームページで事前に開催の案内を掲載しており、本日の傍聴希望者は、ありませんでした。 吉村会長に議事の進行をお願いします。
会長	夏休みの期間は子育てにおいて大きな課題を持つ方が多いと思います。愛西市の子育て支援が良い方向へ向かうよう、皆さんと考えていきたいと思っています。 協議事項1「愛西市こども計画について」事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1-1・資料1-2に基づき説明。 市内の幼保連携型認定こども園(勝幡さくら園)から利用定員変更の届出がありました。2号認定を減らし、3号認定(1・2歳児)を増やす内容です。本会議での協議後、令和8年9月1日より変更後の定員で運用を開始する予定です。
会長	ただいまの説明について、何か質問や意見はありますか。
会長	1つの園の人数変更によるものであり、全体として特に大きな支障は想定されないということでしょうか。
事務局	ご認識のとおりです。
会長	協議事項1については、よろしいでしょうか。 協議事項2「その他」に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2-1に基づき、こども計画評価シートについて説明。 現在の愛西市こども計画は令和7年3月に策定され、令和7年度から令和11年度の5か年計画のうちの2年目となります。本会議では計画の進捗を評価するため、関係各課に評価シートを作成してもらいます。 各課が自己評価を行った評価シートをもとに、来年2月頃に開催予定の本会議において、委員の皆様には評価をしていただきたいと思いますと考えております。
会長	ただいまの説明について、何か質問や意見はありますか。
委員	資料は会議に先立って事前に配布していただけるのでしょうか。
事務局	事前に資料を配布し、検討していただく期間を設ける予定です。
会長	その他いかがでしょうか。
事務局	資料2-2に基づき、乳児等通園支援制度について説明。 令和8年4月1日より、定員に余裕がある場合に利用可能な「余裕活用型」として実施しています。今後、利用者へのアンケートを実施し、これからの制度

発言者	内容(概要)
	運営に活かしていきたいと考えております。
会長	ただいまの説明について、何か質問や意見はありますか。
会長	現状は定員に余裕がある場合のみ利用可能とのことですが、利用者が多くなり定員に余裕がなくなった場合の対応については検討しているのでしょうか。
事務局	現状は余裕活用型で実施しており、今後利用者が大幅に増えた場合は市として対応を考える必要がありますが、現状はそこまでではないと考えています。
会長	将来的な見通しや計画も踏まえて検討していただきたいと思います。
事務局	現状の保育士の配置状況では、1日1名程度であれば受け入れ可能ですが、毎日何人も利用する状況になれば厳しくなると考えています。
会長	その他いかがでしょうか。
事務局	別紙に基づき、こども性暴力防止法について説明。
	子どもと接する職場において性犯罪歴のある者が従事することを防ぐための法律であり、使用者には従事者の性犯罪歴の確認や性暴力防止措置が義務付けられます。 本市の対応として、公立保育所や児童館においては人事課がシステムの登録等を行い、民間保育所等に対しては子育て支援課が登録案内やサポートを行い、12月25日からの本格運用を目指しています。その他、安全確保措置や情報管理措置、研修等の周知に取り組んでいきます。
会長	ただいまの説明について、何か質問や意見はありますか。
委員	本年度の採用者や、現職の職員に対する犯罪事実の確認等の対応はどのようなのでしょうか。
事務局	12月25日から運用開始となるため、実際の運用はそれ以降となります。現職者に対する確認措置は、令和9年1月中旬までに工程表を作成し対応していくこととなります。
会長	民間の学習塾やスポーツクラブは任意とのことですが、市として対象事業者には制度の利用を推奨するような働きかけは行うのでしょうか。
事務局	現時点で具体的な施策は決まっていますが、近隣市町村の動向も参考にしつつ、情報交換や情報共有を行っていきたいと考えています。制度を広く周知する必要性は認識しています。
委員	事業者への対応だけでなく、子ども自身が自分の体を守るための教育を進めることも重要ではないでしょうか。

発言者	内容(概要)
事務局	こども家庭センターにおいて、現場の職員等との連絡会や研修会を実施しております。各機関でどのような教育ができるかについて、今後の研修テーマとして検討していきたいと考えています。
委員	市内の保育士会でも本件をテーマとした研究発表の動きがあります。小学校での取り組みなども参考に共有を図り、教育現場だけでなく家庭でも自然に話し合えるような環境づくりを進めていけるとよいと思います。
委員	学校現場でも試行錯誤している現状があります。子ども向けに分かりやすい注意喚起や、教員向けの指針などがあると良いと思います。
会長	この法律を機会に、学校等も含めて考えていただければと思います。 協議事項については、よろしいでしょうか。 本日予定していた議題は以上になります。事務局から何かありますか。
事務局	次回の会議は、来年の2月頃を予定しております。
会長	それでは、本日の会議を終了させていただきます。皆さんありがとうございました。